

令和6年第1回山北町議会定例会の経過（3月13日）

- 議 長 皆様、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
- 議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 初めに3月8日に議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので委員長から審査報告を求めます。
- 議席番号1番、和田成功議会運営委員長。
- 1 番 和 田 皆様、おはようございます。
- それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。
- 3月8日午後3時、役場401会議室において、委員5名、議長の出席の下、令和6年第1回山北町議会定例会の追加案件について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。
- 3月8日予算特別委員会において審議した議案第28号に対する附帯決議案が議長に提出され、議事日程に関わることから議会運営委員会で審議いたしました。附帯決議案につきましては、お手元の議事日程のとおり、発議第1号として議事日程に追加することとし、審査は本会議即決といたしました。
- 以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。
- 議 長 議会運営委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告のとおり、本日の議事日程に議案1件を追加したいと思います。御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声多数）
- 議 長 御異議ないので、本日の日程に議案1件を追加いたします。
- 日程第1、議案第28号 令和6年度山北町一般会計予算について議題といたします。
- 本件及び日程第2、議案第29号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から日程第11、議案第38号 令和6年度山北町下水道事業会計予算までは予算特別委員会に付託してありましたので、予算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いいたします。
- 議席番号10番、遠藤和秀予算特別委員会委員長。
- 10 番 遠 藤 それでは、予算特別委員会審査報告書(一般会計、特別会計、企業会計)。

令和6年3月7日、8日、両日午前9時00分から議場において、委員10名及び議長、町長、副町長、教育長、関係課長等の出席を得て、令和6年3月5日の本会議で当委員会に付託された議案第28号から議案第38号について審査しました。

その審査結果並びに報告、結果報告をします。

初めに審査結果について報告します。

議案第28号 令和6年度山北町一般会計予算について賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 令和6年度山北町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 令和6年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 令和6年度山北町山北財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 令和6年度山北町共和財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 令和6年度山北町三保財産区特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に……。

議長 遠藤副委員長、全員賛成のところ、賛成多数と申し上げたんで、言い直していただけますか。

10番 遠藤 全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 令和6年度山北町商品券特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、第37号 令和6年度山北町水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、第38号 令和6年度山北町下水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、全会計採決後、委員2名から議案第28号 令和6年度山北町一般会計予算に対する附帯決議が提出され、提出内容の説明を受け、審議したところ、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました議案のうち、議案第28号 令和6年度山北町一般会計予算、議案第29号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から議案第38号 令和6年度山北町下水道事業会計予算までの審議結果について報告を終了といたします。

続いて、審査における主な質疑等について報告します。

初めに、総務環境常任委員会所管における一般会計について報告します。

1、委員。法人町民税について、昨年度より減額となった要因は。また、ゴルフ場利用税交付金の減税の要因は何か。

町。主な要因として、法人町民税は全体的に人件費や原材料費の高騰から純利益が減少した令和5年度の傾向から減収を見込んでいる。ゴルフ場利用税交付金の減税は、等級の変更によりゴルフ場利用税が1人800円から400円に減額となるため。

議 長 委員長、ゴルフ利用税の交付金のところ、減額を減税と申し上げましたので、言い直していただけますか。

10 番 遠 藤 交付金の減額の要因は何か。

主な要因として、法人町民税は全体的に人件費や原材料の高騰から純利益が減少した令和5年度の傾向から減収を見込んでいる。ゴルフ場利用税交付金の減額は、等級の変更によりゴルフ場利用税が1人800円から400円に減額となるため。

2、委員。地域計画施策推進緊急対策事業について、農業を推進していく大事な計画だと思うが、その内容は。

議 長 委員長、地域計画策定推進緊急対策事業ですので、ちょっと言い直していただけますか。

10 番 遠 藤 すみません。

地域計画策定推進緊急対策事業について、農業を推進していく大事な計画

だと思うが、その内容は。

町。計画は地域の農家のほかに県や農協等と協力して意見を出してもらい、10年後の農業について、目標地図を作成する。令和6年度に計画を2か所分策定する予定。

3、委員。新東名の工事事業者が撤退すると、現状の財産貸付収入がなくなり、さらに維持管理費もかかることになる。周辺地域をどうしていくか皆で話し合う場をつくっていくか、今から考えていく必要があるのでは。また、町では今後の見通しはどのように考えているのか。

町。令和6年度から7年度にかけて基本的な考え方を検討し、実施計画を作成するような方向になると考えている。清水あり方研究会から交流体験型施設といった提案もいただいている。それぞれの施設を有効に活用していく。

町長。地域だけで、あるいは町だけで考えるのは限度があるため、町としては地域に示せる情報を正確に把握し、地域の皆様と一緒に取り組んでいきたいと考えている。

4、委員。自治会活動活性化応援助成金について新規事業だが内容は。また、これまでの助成金による成果は。

町。全自治会に交付していたものを、手上げ式とし、助成の対象を自治会活動活性化や加入促進のための費用等とする予定。また、成果としては、岸地区では花火のイベントに活用する等、多くの自治会で有効的に助成金を活用している。今後もこういった取組が進めばいいと考えている。

5、委員。旧丹沢湖ビジターセンターの維持管理事業の土地借上料が利活用されていないのにもかかわらず支出が続いている。ユーシンロッジと共に活用計画を進める計画は。

町。本年度民間事業者1社から、見学の申出があり対応した。まだ具体的な話には至っていないが、問合せに対して地元案内や条件のヒアリング等を行っている。

町長。外部から利活用の話は来るが、規制等もあることから進展していない。また、その他施設も含めて進めていきたい。

6、委員。環境基本計画改定事業委託料の内容は。

議 長 委員長、今のところ……。

10 番 遠 藤 環境……。
議 長 委員長、もう一度その環境……。
10 番 遠 藤 環境基本計画改定事業……。
議 長 業務です。改定業務。
10 番 遠 藤 改定……。

業務委託料の内容は。今後、再生可能エネルギーは何を目指すのか。また、ゼロカーボンシティ宣言をするのか。

町。環境基本計画が期間満了を迎えることから、令和6年度に改定作業を予定しており、山北町の特色を生かした環境政策の総合的な計画づくりを考えている。また、ゼロカーボンシティ宣言は、パークゴルフ場の水力発電完了に合わせて行う予定。

7、委員。ジビエ肉販売普及助成金の内容と施設の稼働状況は。また、販路拡大が重要になるが取組は。

町。ジビエ肉を提供してもらえよう1件4,000円を上限として捕獲者を対象に助成するもの。「あしがらジビエ工房」は令和5年11月から稼働し2月末までに山北町からは10頭搬入し、利用者は2名。他の町の捕獲者も施設の利用を始めたと聞いている。販路拡大による農協の販売網を利用させてもらおうようお願いしている。また、各町でも利用を拡大させるような取組をしている。

8、委員。防災対策費のI P無線の導入及び飲料用簡易水槽の配備の詳細は。

議 長 委員長、I P無線機ですので、言い直して。

10 番 遠 藤 I P無線機の導入及び飲料用簡易水槽の配備の詳細は。

町。試験的に5台購入する予定でI P無線機は携帯電話の電波を利用しているため電波が通じるエリアの拡大を見込んでおり、将来的には既存の無線機からI P無線機に切り換えていくことを検討している。飲料用簡易水槽は令和4年度に向原連合自治会が購入し、令和5年度の総合防災訓練で活用した。その状況を受けて他の連合自治会から要望があり、各連合自治会に3個ずつ配備するため、容量350リットルを15個購入する予定。

続いて、福祉教育常任委員会所管における一般会計について報告します。

1、委員。健康福祉センター施設等使用料が前年比より増加している。収支についてどのように運営がされるのか。

町。今年度の利用者は約7万8,000人の見込みで、コロナの影響がなかった平成30年度の利用者が約8万6,000人だったので、利用者数が戻りつつあると判断し増加した。

議 長 増額でしたね。

10 番 遠 藤 増額しました。すみません。

今後、料金改定はしばらくできないと考えているので、歳出の削減に努め利用者数を伸ばすことで収支の改善を図っていく。

2、委員。令和6年度ぐらいから給食費を無償化にしようと思っていたが、物価高騰が進む中、子育て支援の充実を図るのにどのように考えた結果、昨年度と同額なのか。

町。無償化等の検討はしているが、今回も昨年度当初と同じく1,100円を町が負担し、残額を徴収させていただいてきていると考えている。物価高騰は続いているが、令和5年度に小中学校ともに300円値上げした給食費の月額をベースに提供していく考えでいる。

副町長。給食費の無償化については国が働きかけをしているが、国からの補助がない中で財源の問題があるため、町の財政力を考えながら検討する。

3、委員。紙おむつ支援事業は、物価高騰を考慮して拡充が必要ではないか。

町。物価高騰の影響を考慮して、市場価格に合ったものに拡充する必要があると考えている。

4、委員。川村小学校施設改良工事設計等業務委託料の内容と工期は。また、バリアフリー化などの対応を考慮すべきではないか。

町。令和6年度はB棟の実施設計、構造体劣化診断及びアスベスト調査を行う。今後のスケジュールとして、令和7年度にB棟の改修工事とA棟の実施設計、令和8年度にA棟の改修工事を考えている。工期については、夏休みから順次工事に入り年度末にかけ、それぞれの階に分けて工事を行う予定。数か月間、教室の移動が必要となるが、教育の支障にならないよう最大限配慮する。また、バリアフリー化は必要と考えているので、昇降口の改修や玄

関へのスロープ設置を検討していく。

5、委員。体育施設整備事業について、事業費が3億933万円となっているが、物価高騰などが続き、社会情勢も不透明な中、今この予算をつけて体育施設建築に踏み切った理由と補助の割合など予算額の内容を説明願いたい。

町。林野庁の補助金は通常だと補助率は15%だが、県産木材を使用した重ね梁などの工法を用いることで補助率50%となる要件を満たすよう事業を進めてきた。補助金等は約1億5,000万円を見込んでいる。

副町長。当初はコロナ前に1億5,000万円程度を見込んだ段階でも町負担は1億3,000万円の負担が必要となると考えていた。

議 長 1億3,000万円程度。

10 番 遠 藤 ごめんなさい。3,000万円程度が必要になると考えていた。その後、コロナの影響などにより資材の供給されない状況の中、やむなく建築を先送りしていた経緯もある。その後、木造として国の補助金を活用すれば町負担も当初と同程度の額で建築できるのではと考えている。

委員。建築することの説明を町民に対して行うことが先だと思う。町民への周知と皆さんが納得しうるような説明が必要だと思う。

副町長。早く建設してほしいというような要望等を聞いたので、苦渋の選択の中で建設させていただく。

町長。建設検討委員会での議論も踏まえ、武道などを行う体育施設としてだけではなく、地域の集会など町民の皆さんが利用しやすい施設を建築することを考えている。

委員。この施設建設により町が活性化し、町民の皆さんが喜ぶ姿が見えてこない。町民の利用につながる……。

議 長 利益ですね。

10 番 遠 藤 町民の利益につながる部分を示してもらいたい。

町。ランドマーク的な施設として町が活性化するような施設になればと考えている。武道や軽スポーツ、ダンスなどでの利用も含め、誰でも利用しやすい施設にしたいと思う。

委員。現在、跡地は駐車場として利用されているが、体育館施設建設により新たに駐車場を設ける考えがあるのか。

副町長。利便性のよい駐車場の代替になるものを検討していく。

続いて、特別会計について報告します。

1、委員。町設置型浄化槽事業の歳入歳出の考え方を伺いたい。歳入で国と県がゼロ、歳出も設置の予算がないことについては、賛成ができない。国と県がゼロなのはやむを得ないところもあるが、歳出について、町で設置するなどの姿勢を見せる必要はないか。

町。高度処理型浄化槽については、補助を手厚くして、できるところについてはやり切ったと認識しているので、今後は通常型の浄化槽になっていくものと考えている。水質保全については、今後も取り組んでいくし、県にも働きかけを行っていく。

2、委員。国民健康保険事業納付金だが、前年度より大幅減となっている要因は何か。また、納付金が減っていくと国保財政は安定していくのか。

町。神奈川県の実定に際し医療費水準を用いているが、今後はこの医療費水準を用いる割合が6年度から3年かけて下がることになる。県内で医療費水準が最も高い山北町は、6年度から納付金額が減額となる。

委員。他にフレイル対策も保険給付費を下げるのに効果があると思う。保険給付費を下げる取組はあるか。

町。令和6年度開始の高齢者保健事業と介護予防の一体的実施の中で、一般会計の予防費に計上しているがフレイル予防事業を行う。また、糖尿病性重症化予防事業も保険給付……。

議 長 腎症ですね。委員長、糖尿病性腎症。

10 番 遠 藤 糖尿病性腎症ですよね。重症化予防事業も保険給付費を下げる効果がある。多額の医療費がかかる人工透析まで至らないよう、あるいは先送りできるよう、令和5年度から開始した。医療費だけでなく地域で自立した生活を送っていけるQOLの観点からも有効と考えている。

以上で報告を終わります。

議 長 付託議案に対する予算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第1、議案第28号 令和6年度山北町一般会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。質疑がないので、議案第28号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第28号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 賛成多数。よって議案第28号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第2、議案第29号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別
会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第29号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第29号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第29号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第3、議案第30号 令和6年度山北町後期高齢者医療特別会
計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので議案第30号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第30号について、採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

- 議 長 挙手全員。よって議案第30号は原案どおり可決されました。
- 続いて、日程第4、議案第31号 令和6年度山北町町設置型浄化総事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。
- 質疑ございませんか。
- 質疑がないので、議案第31号について、討論のある方はどうぞ。
- 児玉洋一議員。
- 児玉議員、ごめんなさい。反対ですか、賛成ですか。
- 11 番 児 玉 反対討論です。
- 議 長 はい、どうぞ。
- 11 番 児 玉 失礼いたしました。議席番号11番、児玉でございます。
- 私は、議案第31号 山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、原案に反対の立場で討論をいたします。
- 反対の主な理由は、歳入予算3款1項国庫補助金並びに4款1項県補助金が、いずれも本予算案から廃目整理でゼロとなることによるものです。そもそも町設置型浄化槽事業は、丹沢湖の水質保全を目的に神奈川県が平成20年から始めた事業で、丹沢湖より上流に在住する住民や事業者等に対し、これまでの合併浄化槽から高度処理型の合併処理浄化槽に変更、新規設置を促すために始めたもので、これによって丹沢湖の水質は改善され安全・安心でおいしい水を供給できるとされています。
- 新規設置に関わる工事費の一部負担及び以降の維持管理費は、国・県・町の負担で行うという説明の下、これまで何不自由なく生活してきた地域住民は、丹沢湖がきれいになるなら協力しようと、そういった思いから敷設工事費数十万円の自己負担や自らの土地を掘り起こして、これまでより大きな高度処理型の合併処理浄化槽への変更、新規設置に対して協力をしてきました。しかし、令和4年度より、今後本事業における補助は行わない。さらに、町も新規設置の補助はせず、個人払下げもあり得る旨の説明を受けて、地元住民は当初の目的と違ふと困惑をしてきた背景があります。
- 令和5年9月の一般質問や先日の委員会質疑でもこの件に触れ、「SDGsの観点からも水質保全にはゴールはない」と、「県からの水質改善のエビデンスが何も示されていない」「町は補助事業の継続を、国・県にもっと強

く訴え続けるべきである」などの意見を述べてきました。今後、国・県からの補助がなく、本事業を継続していくことは、町の財政状況を考えると極めて厳しく、また、本事業に協力した者への個人払下げや維持管理費の自己負担増などの理解は到底得られるものではないと想像ができます。

以上のことから、歳入予算、国庫補助金並びに県補助金は廃目整理「ゼロ」ではなく、これまでどおり補助事業は継続し、国・県・町が持続可能な水源環境保全に努め、高度処理型合併処理浄化槽事業の継続が必要であると考え、原案について反対討論といたします。

以上です。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 番、瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 3 番、瀬戸伸二です。

議案第31号 令和6年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算に対する賛成討論を行います。

私は、議案第31号 山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、以下の理由のとおり、原案に賛成の立場で討論します。

1. 現在、丹沢湖より上流域に在住する地域住民の80%以上が高度処理型合併処理浄化槽を設置済みであります。近年は新規設置者の申請がほぼありません。

2. 申請がいつ来るか分からない状況の中で、町職員が新規設置を促す業務負担より、維持管理事業に努めるほうが先決であると考えます。

3. 今後、高度処理型合併処理浄化槽を設置しなくても、通常の合併浄化槽の補助で町は継続し、その機能を見ても丹沢湖の水質を汚染するとは考えにくいということです。

4. 設置助成に関する予算は一般会計で確保されており、支援制度が全くなくなるわけではない。一方で、町設置型浄化槽事業特別会計の予算が否決されれば、動き続けている浄化槽の維持管理に支障が出かねない。

以上、過去の経緯や地域住民の感情を思うと、本事業継続の必要性は理解できなくもありません。しかし、一度事業全体を見直し、限られた予算を効果的に使用しながら、GX(グリーン・トランスフォーメーション)分野など、

新たな補助メニューを検討しながら、持続可能な森林環境保全、水源環境保全に努める必要があると考え、原案に賛成いたします。

以上です。

議 長 次に討論のある方いらっしゃいますか。
それでは、討論が終わりましたので、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第31号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって議案第31号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第5、議案第32号 令和6年度山北町財産区特別会計予算について質疑がある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

質疑がないので、議案第32号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第32号について採決をいたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第32号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第6、議案第33号 令和6年度山北町共和財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第33号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第33号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおりに決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第33号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第7、議案第34号 令和6年度山北町三保財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。
質疑がないので、議案第34号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第34号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第34号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第8、議案第35号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。
質疑がないので、議案第35号について、討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第35号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第35号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第9、議案第36号 令和6年度山北町商品券特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。
質疑がないので、議案第36号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第36号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第36号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第10、議案第37号 令和6年度山北町水道事業会計予算につ
いて、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第37号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第37号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第37号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第11、議案第38号 令和6年度山北町下水道事業会計予算に
ついて、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第38号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第38号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第38号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第12、発議第1号、議案第28号 令和6年度山北町一般会計

予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号10番、遠藤和秀予算特別委員会委員長。

10 番 遠 藤 それでは、発議第1号 令和6年度山北町一般会計予算に対する附帯決議について。

議案第28号 令和6年度山北町一般会計予算に対する附帯決議を別紙のとおり提案するものとする。

令和6年3月13日提出。

山北町議会議員遠藤和秀。山北町議会議員大野徹也。山北町議会議員児玉洋一。山北町議会議員和田成功。

提案理由ですが、令和6年度山北町一般会計予算に計上されている体育施設整備事業の執行に当たり、適切な対応を求めるため提案するものとする。

詳細につきましては、事務局より説明いたします。

議 長 議会事務局長、お願いいたします。

事 務 局 長 それでは、発議第1号について御説明申し上げます。

本附帯決議は、令和6年度山北町一般会計予算に計上されている体育施設整備事業の執行に当たり、適切な対応を求めるためのものです。

内容といたしましては、決議文を読み上げさせていただきますので1枚おめくりください。

議案第28号 令和6年度山北町一般会計予算に対する附帯決議。

本件は、令和6年度一般会計予算歳出のうち、9款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費の体育施設整備事業費3億933万6,000円について、附帯決議を行うものである。

本事業は、地元住民や利用団体の要望を受け、旧山北体育館代替体育施設として、山北町体育施設建設検討委員会において、議論された内容を踏まえ、建築に向けて取り組まれてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会情勢の悪化、ウッドショックを含む物価高騰などを理由に、一度旧山北体育館代替体育施設の建設は見送られた経緯もある。

議会としては、進捗などを全員協議会等で説明された際には「体育施設だけではなく、子育てや地域コミュニティの場など複合的な施設であること」

「木材建築にあたり、町産木材の利活用を図ること」「防災面や環境面に配慮した機能を設けること」などの意見を述べてきた。

このような背景の中、令和6年現在においても、物価高騰などの状況が回復する見込みも不透明で、社会情勢は更なる不安に強いられており、旧山北体育館代替体育施設の建築には町も十分に情勢等を見極めたうえで、事業執行をしていく必要があると考える。

については、次の事項に留意し、取り組んでいくよう強く求める。

1. 町は、体育施設整備事業を優先することにとらわれることなく、当該施設の整備計画と山北町第6次総合計画との整合性を図るとともに、今後の社会情勢変化や更なる物価高騰などで予算内の事業執行が困難である場合は、事業の次年度以降への見送りなども視野に慎重かつ適正に執行すること。

2. 町は、体育施設整備事業にあたり、町民への十分な説明と理解を得るとともに、財源等について明確にし、町の活性化や地域振興、林業振興にもつながるよう留意すること。

3. 町は、この決議を最大限尊重するとともに、今後の事業の進捗状況等については遅滞なく具体的に議会に対し説明すること。

以上、決議する。

令和6年3月13日。山北町議会。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、発議第1号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、発議第1号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、発議第1号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第41号 山北町監査委員の選任についてを議題といたします

す。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第41号 山北町監査委員の選任について。

次の者を山北町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、佐野勝俊。住所、山北町向原35番地の2。生年月日、昭和26年1月7日。

任期、令和6年4月14日から令和10年4月13日。

提案理由でございますが、現山北町監査委員の佐野勝俊氏は、令和6年4月13日をもって任期満了となります。引き続き同氏を選任したいので提案するものです。

裏面に経歴等がありますので御覧いただければと思います。

議 長 説明が終わりましたので、議案第41号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第41号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第41号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第14、議案第42号 山北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第42号 山北町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を山北町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、武尾昌則。住所、山北町谷ケ354番地。生年月日、昭和15年10月11日。

任期、令和6年4月1日から令和9年3月31日。

提案理由でございますが、現山北町固定資産評価審査委員会委員の武尾昌則氏は、令和6年3月31日をもって任期満了となります。引き続き委員に選任したいので提案するものです。

裏面に経歴等がございますので、御覧いただければと思います。

議 長 説明が終わりましたので、議案第42号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第42号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第42号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第15、議案第43号 山北町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第43号 山北町農業委員会委員の任命について。

次の者を山北町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、田渕康男。住所、山北町岸2338番地。生年月日、昭和27年11月26日。

磯崎加代子。山北町平山333番地。昭和26年8月9日。

瀬戸由紀子。山北町向原1051番地。昭和31年5月31日。

瀬戸雅弘。山北町向原1394番地。昭和27年8月21日。

細谷晋之。山北町谷ヶ331番地。昭和60年12月29日。

室伏正裕。山北町山北2598番地。昭和29年8月17日。

任期、令和6年5月1日から令和9年4月30日。

提案理由でございますが、山北町農業委員会の委員候補者の選定に関する規則第6条の規定により、山北町農業委員会委員等候補者選考委員会の答申に基づき、農業委員会委員を任命したいため提案するものです。

裏面に任命区分がございますので、御覧いただければと思います。

議 長 説明が終わりましたので、議案第43号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第43号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第43号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第16、山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

内容につきましては、事務局長より説明願います。

事 務 局 長 それでは、山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について御説明申し上げます。

本選挙につきましては、山北町選挙管理委員会委員長から令和5年10月26日付で山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が令和6年5月31日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うべき事由の発生が生じる旨の通知がありました。

このため、委員4名、補充員4名を選挙するものでございます。

任期は令和6年6月1日から令和10年5月31日までの4年間でございます。
なお、本件は先例にならい、山北連合自治会から3名、岸、向原、共和、
清水、三保連合自治会からそれぞれ各1名の計8名を推薦候補者として選出
していただいております。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。山北町選挙管理
委員会委員及び同補充員の任期が令和6年5月31日をもって満了となるため、
地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、次のとおり選挙する。

1 選挙管理委員会委員、4人。2 同補充員、4人。3 任期、令和6
年6月1日から令和10年5月31日。

山北町選出の選挙管理委員会委員及び同補充員の推薦候補者。

こちらにつきましては、氏名、住所、生年月日、この順番にて読み上げさ
せていただきます。

石井誠一。山北町皆瀬川2159番地。昭和21年8月2日。

関隆。山北町山北704番地。昭和22年6月1日。

野地文男。山北町岸1438番地。昭和24年3月23日。

武昭好。山北町山北2870番地。昭和25年10月2日。

猪狩利夫。山北町向原777番地の2。昭和26年1月25日。

尾崎治。山北町谷ヶ280番地。昭和26年11月7日。

山崎享。山北町山北3255番地1。昭和31年8月12日。

杉本紀仁。山北町玄倉301番地。昭和32年4月2日。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名
推選といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異
議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議長が指名することに決定いたしました。
選挙管理委員会委員には、地元連合自治会長の推薦する候補者の武昭好さん、関隆さん、野地文男さん、猪狩利夫さん、以上の方を指名いたします。
お諮りします。
ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、ただいま指名をいたしました、武昭好さん、関隆さん、野地文男さん、猪狩利夫さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。
選挙管理委員会委員補充員につきましては、地元連合自治会長の推薦する候補者の石井誠一さん、尾崎治さん、山崎亨さん、杉本紀仁さん、以上の方を指名いたします。
お諮りします。
ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、ただいま指名をいたしました、石井誠一さん、尾崎治さん、山崎亨さん、杉本紀仁さん、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。
次に、補充員の順序についてお諮りいたします。
補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、補充員の順序は、ただいま議長が指名したとおりの順序と決定いたしました。
ここで、当選されました山北町選挙管理委員会委員及び補充員の名簿を配付いたします。

日程第17、松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙についてを議題といたします

す。

事務局長から説明いたします。

事務局長 それでは、松田町外三ヶ町組合の議会議員の選挙について御説明申し上げます。

本選挙につきましては、松田町外三ヶ町組合長から、令和5年10月19日付で組合議会議員の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますので、松田町外三ヶ町組合同規約第5条第2項の規定により選挙を行い、後任者の選出をすることの依頼がありました。このため、山北町選出の組合議会議員の4名の選挙を行うものでございます。

任期は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間でございます。なお、本件は、先例にならい、地元の岸連合自治会から1名、向原連合自治会から3名の計4名を推薦候補者として選出していただいております。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

松田町外三ヶ町組合同議会議員の選挙について。

松田町外三ヶ町組合の議会議員の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、同組合同規約第5条第2項の規定により次のとおり選挙する。

1 組合議会議員、4人。2 任期、令和6年4月1日から令和10年3月31日。

山北町選出の組合議会議員の推薦候補者。

こちらにつきましては、氏名、住所、生年月日、この順番にて読み上げさせていただきます。

高橋伸生。山北町向原1386番地の1。昭和25年11月13日。

高杉茂。山北町向原848番地の1。昭和25年7月12日。

奥津高由。山北町向原2510番地の4。昭和25年6月12日。

高橋友雄。山北町岸1329番地。昭和27年10月10日。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議長が指名することに決定いたしました。

松田町外三ヶ町組合議会議員には、地元連合自治会長の推薦する候補者の高橋伸生さん、高杉茂さん、奥津高由さん、高橋友雄さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました方を松田町外三ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、ただいま指名をいたしました、高橋伸生さん、高杉茂さん、奥津高由さん、高橋友雄さん、以上の方が松田町外三ヶ町組合議会議員に当選されました。

日程第18、報告第1号 令和6年度山北町土地開発公社事業計画及び予算についてを議題といたします。

報告願います。

町長。

町 長 報告第1号 令和6年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について。
令和6年度山北町土地開発公社の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、報告第1号 令和6年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について御説明させていただきます。なお、これから御説明いたします事業計画及び予算については、先月16日に開催した山北町土地開発公社理事会において承認されたものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

まず、令和6年度山北町土地開発公社事業計画でございますが、初めに1点目といたしまして、公社単独事業として、つぶらの事業用地をはじめとする開発中土地の利活用及び用地の管理に努めます。次に2点目といたしまして、資産活用事業として、有価証券の効率的な運用に努めます。令和6年度はこの2点を重点的に進めてまいります。

次に2ページをお願いいたします。

令和6年度山北町土地開発公社予算でございます。総則第1条、令和6年度山北町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。初めに収入でございますが、第1款事業収益は2,257万3,000円でございます、これにつきましては、第1項、土地造成事業収益240万円。これは、平山地区工業用地の株式会社ファミリーマートからの土地賃料でございます。

第2項、附帯等事業収益1,973万3,000円。これは、平山地区工業用地、株式会社レオテックからの土地賃料と高松山事業用地、つぶらの事業用地の線下補償料などでございます。

第3項、補助金等収益44万円。これは、公有用地に係る町からの利子補給金でございます。

第2款、事業外収益104万6,000円。これは第1項、普通預金等の受取利息1,000円。第2項、有価証券利息104万5,000円。これは政府保証債の利息でございます、収入合計は2,361万9,000円でございます。

次に支出でございますが、第1款第1項販売費及び一般管理費301万円。これの内訳の主なものといたしましては、委託料として、決算書作成助言業務委託等使用料及び賃借料として、車両のリース代、公租公課として、固定資産税などでございます。

第2款事業外費用第1項支払利息44万1,000円。これは、公有用地3か所の借入金利息の支出でございます。

第3款第1項予備費は、2,016万8,000円でございます。

そして支出合計は2,361万9,000円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出。

第3条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

初めに、収入でございますが、第1款の資本的収入1億2,781万6,000円。これは、第1項の借入金1億796万6,000円で、これは、公有用地などの借入金でございます。

第2項事業未収金1,985万円。これは、公有用地に係る町からの未収金返済額でございます。収入合計については1億2,781万6,000円でございます。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出1億2,781万6,000円。これについては、第1項土地造成事業費196万円。これは高松事業用地、つぶらの事業用地等の管理に係る経費でございます。

第2項の借入金償還金1億2,585万6,000円。これは、公有用地の償還金でございます。支出合計は1億2,781万6,000円となります。

そして、借入金。

第4条、借入金の限度額は1億796万7,000円と定めるものでございます。

次に4ページをお願いいたします。

令和5年度山北町土地開発公社、予定損益計算書でございます。

Iの事業収益については、土地造成事業収益から補助金等収益までの合計といたしまして2,266万1,783円でございます。

事業総利益については、同額でございます。

次に、IIの販売費及び一般管理費については284万9,484円で、事業利益については1,981万2,299円でございます。

次に、IIIの事業外収益については、受取利息と国債の有価証券利息の合計といたしまして、69万6,220円でございます。

次に、IVの事業外費用につきましては、支払利息といたしまして29万3,003円、経常利益といたしましては2,021万5,516円でございます。

そして、当期純利益については同額でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

令和5年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございますが、Iの流動資産といたしましては、現金及び預金から未収収益までの合計といたしまして4億847万5,632円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金までの合計といたしまして2億4,018万1,814円で、資産合計といたしましては6億4,865万7,446円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債については、短期借入金と前受収益の合計といたしまして、1億2,605万5,221円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預かり保証金として120万円で、負債合計は1億2,725万5,221円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金5億18万6,709円で、当期純利益は2,021万5,516円でございます。

準備金の合計といたしましては5億2,040万2,225円となり、資本合計としては、先ほどの資本金100万円を加えまして、5億2,140万2,225円となり、負債資本合計といたしましては6億4,865万7,446円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

令和6年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしましては、現金及び預金から未収収益までの合計といたしまして4億3,002万3,606円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金までの合計といたしまして2億2,091万6,514円で、資産合計といたしましては6億5,094万120円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債については、短期借入金と前受収益の合計といたしまして1億816万6,221円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預かり保証金として120万円で、負債合計は1億936万6,221円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金5億2,040万2,225円で、当期純利益は2,017万1,674円でございます。

準備金の合計といたしましては5億4,057万3,899円となり、資本合計としては、先ほどの資本金100万円を加えまして、5億4,157万3,899円となり、負債資本合計といたしましては6億5,094万120円でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第1号について報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 今、説明を受けました、その中で、つぶらのと高松の事業用地の維持管理費の説明をいただきました。併せまして最初の1ページのところに、つぶらの事業用地をはじめとする開発中の土地の利活用及び用地の管理に努めますという6年度の大きな目標ですということの説明の中で、この二つの事業用地、現在の進捗、あるいは現在どうなっているのか。あるいは、今後どのように見込んでいくのか、展開していくのか、その辺を説明いただければと思います。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 今、事業用地ですね、こちらはどう利活用かということで具体的に3件ありまして、つぶらの事業用地、あと高松事業用地、あと、中川の湯の上、3か所となります。このつぶらのにつきましましては、前、何度かもうお話はさせていただいてるんですが、グランピング事業者、現在ですね、グランピングの提案が2件、あと、トレーラーハウスという形で1件問合せはあるんですが、まだ詳細な事業等を示していただいてないので、もっと詳細な事業を示してほしいという話をしてるんですが、なかなか事業者のほうからは三度目、四度目と提案がない中でちょっと進捗のところは滞っているような形となるんですが、引き続きそういう民間の事業者、そういう方の提案がありましたらしっかり審査して、それを取り入れていくかどうかというのを進めたいと考えています。

あと、高松ですね、高松についてはまだ具体的に今日現在は、じゃあこれをということにはまだ至っておりません。

あと、湯の上ですね、3か所目、湯の上、昨年、ある事業者が夏季の期間ちょっと使いたいという提案があったんですが、その提案が具体的にこうだ

こうだという公社と事業者と詰められずに夏季期間が終わってしまったのでちょっとその事業はなくなってしまったんですが、湯の上についても引き続き民間の方からの提案がありましたらしっかり審査をして、取り入れていくかどうかというのを決めていきたいと考えております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 新東名ができるということの中でもこの用地の活用、大変重要な位置づけだと思います。進捗なり変化があった際には、今までのとおり議会に丁寧な説明をいただきたいなとそのように感じてます。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 今後も進捗がありましたら適切に議会のほうには報告のほうをさせていただきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方。

大野徹也議員。

6 番 大 野 ただいまの管理費の関係で、これ予算ということなんですが、令和5年度の予算から令和6年度予算で対比しますと、50万ほど支出分増額というふうなことになってるんですが、何かその辺についても、その今、管理費を計画を進める上での何かそういうふうな予算ということになるのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 管理費は主に草刈り等になるんですが、それ以外に、まず高松で土砂が民家のほうに入ってしまったというような、昨年ことができましたので、そちらの対策とか、あとそういうものですね。そういうものがちょっとかさむのかなということで考えてます。

議 長 よろしいですか。

6 番 大 野 はい。

議 長 ほかに質疑のある方。

質疑が終わりましたので、報告第1号についてはこれで終了といたします。

日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。
なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。
日程第20、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。
議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任副委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。
お諮りします。
委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。
以上をもって、全日程を終了しましたので、令和6年第1回山北町議会定例会を閉会といたします。
なお、10時50分より全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。(午前10時33分)